

## 業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 令和6年度 佐賀県造林補助金等申請システム導入業務委託
- 2 契約の履行場所 県内一円
- 3 契約期間 令和 7年 月 日から  
令和 8年 2月25日まで
- 4 業務委託料 ¥  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )
- 5 業務内容 別添仕様書及び企画提案書のとおり
- 6 契約保証金 (契約時に記載)

上記の委託契約について、委託者と受託者は、次の条項により業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住 所 佐賀市城内一丁目1番59号

氏 名 佐賀県農林水産部  
林業課長

受託者 住 所

氏 名

(総則)

第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は頭書の業務(以下「業務」という。)の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書及び企画提案書に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書及び企画提案に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第4条 甲は、乙の業務の履行についての指示及び監督にあたる担当職員(以下「監督員」という。)を定めたときは、書面により、その氏名を乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

(業務責任者)

第5条 乙は、業務を直接指揮監督する者(以下「業務責任者」という。)を定め、書面によりその氏名役職を甲に通知するものとする。業務責任者を変更したときも同様とする。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、乙に対して報告を求めることができる。

(契約内容の変更中止)

第7条 甲は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又は、この契約の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

(完了報告書の提出)

第8条 乙は、業務が完了したときは、直ちに業務の完了に関する報告書(以下「完了報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、完了報告書を受理したとき、受理した日から10日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

4 第2項(前項後段において準用する場合も含む。)の検査(以下「検査」という。)及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第9条 乙は、前条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払を甲に請求することができる。

2 甲は前項の規定による支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を乙に支払うものとする。

3 甲の責めに帰する事由により第1項にかかわる支払が、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(2) 第10条の規定によらないで乙がこの契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、この契約に係る業務が完了している場合を除き、この契約を解除する。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(8) 役員等(乙が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者、乙が個人である場合にあっては当該個人以外の者である支配人又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。)に第2号から第7号までに掲げる者がいる者

(9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

(10) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(11) 第1号から第9号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約(2次以降の再委託契約及び当該再委託契約に係るその他の契約を含む。)の相手方としてい

た場合（第10号に該当する場合を除く。）に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかった者

- 3 前2項の規定によりこの契約を解除した場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 5 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保（利付国債に限る。）の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 6 甲は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の出来高部分を確認のうえ当該検査に合格した部分についての業務委託料に相当する額を乙に支払わなければならない。

#### （乙の解除権）

第11条 乙は、次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定により、業務の内容を変更した場合において業務委託料が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第7条の規定により、業務を一時中止した場合において、その中止期間が履行期間の10分の5以上に達したとき。
  - (3) 前各号のほか、甲が契約に違反し、その違反によって、契約の目的を完了することが不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害賠償を甲に請求することができる。
  - 3 甲は、第1項の規定により契約を解除されたときは、業務の出来高部分を確認のうえ当該検査に合格した部分についての業務委託料に相当する額を乙に支払わなければならない。

#### （賠償金等の徴収）

第12条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足を生ずるときは、さらに追徴することができる。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

#### （損害賠償）

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施について、乙の責に帰する事由により、第三者に損害を与えた

ときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(権利の帰属)

第15条 仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。

2 本件成果物の著作権は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。

4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

5 第1項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別紙の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの保護)

第17条 乙又は乙の使用人はこの契約による業務を行うために、甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第18条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第19条 この契約に定める事項について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。